

第27-(1)号様式

平成 年 月 日 税務署長殿

納税地 (電話番号 -)

(フリガナ) 名称又は屋号

(フリガナ) 代表者氏名又は氏名

経理担当者氏名

一連番号

申告年月日 平成 年 月 日

申告区分 指導體 庁指定 地指定

通信日付印 確認印 発着年月日

年 月 日

指導體年月日 指導體区分1 区分2 区分3

平成 年 月 日

自平成 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

至平成 年 月 日

(中間申告 自平成 年 月 日) の場合の 対象期間 至平成 年 月 日

平成二十六年四月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算		十 万 千 百 十 萬 千 百 十 万 千 百 十 万			
課税標準額①		0	0	0	
消費税額②					
控除過大調整税額③					
控除対象仕入税額④					
控除対象仕入税額等に対する税額⑤					
控除対象仕入税額に係る税額⑥					
控除税額小計⑦					
控除不足額付税額⑧					
電引税額⑨				0	0
中間納付税額⑩				0	0
納付税額⑪				0	0
中間納付還付税額⑫				0	0
この申告書が修正申告である場合の課税標準額⑬					
この申告書が修正申告である場合の課税標準額⑭				0	0
課税売上高の課税標準額⑮					
課税売上高の課税標準額⑯					
この申告書による地方消費税の税額の計算					
課税標準額⑰					
課税標準額⑱				0	0
課税標準額⑲					
納付税額⑳				0	0
中間納付還付税額㉑				0	0
納付還付税額㉒				0	0
中間納付還付還付税額㉓				0	0
この申告書が修正申告である場合の課税標準額㉔					
この申告書が修正申告である場合の課税標準額㉕				0	0
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額㉖					

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	<input type="checkbox"/>	特別方式	<input type="checkbox"/>	一括比例配分方式	
	上記以外	<input type="checkbox"/>	全額控除	<input type="checkbox"/>		
①及び②の内訳	区分 課税標準額		消費税額			
	3%分	千円	円			
	4%分	千円	円			
	6.3%分	千円	円			
③又は④の内訳	区分 地方消費税の課税標準となる消費税額					
	4%分		円			
	6.3%分		円			
51	課税標準額					
52	課税標準額					
53	課税標準額					
54	課税標準額					
55	課税標準額					
56	課税標準額					
57	課税標準額					
58	課税標準額					
59	課税標準額					
60	課税標準額					

控除税額の計算方法はこの欄で確認してください。

税理士 署名押印 (電話番号 - -)

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		氏名又は名称
項目		金額
課税売上額(税抜き)	①	円
免税売上額	②	
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③	
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④	※申告書の⑤欄へ
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤	
非課税売上額	⑥	
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦	※申告書の⑤欄へ
課税売上割合(④/⑦)	[%]	※端数切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑧	※注2参照
課税仕入れに係る消費税額(⑧×6.3/108)	⑨	※注3参照
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑩	※注2参照 ※上記課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載してください。
特定課税仕入れに係る消費税額(⑩×6.3/100)	⑪	※注3参照
課税貨物に係る消費税額	⑫	
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった 場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑬	
課税仕入れ等の税額の合計額(⑨+⑪+⑫+⑬)	⑭	
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合(⑭の金額)	⑮	
課税売上95%未満 課税売上未 上円上未	個別対応	⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの
控除割合 又は割合 は	方式	⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの
控除割合 又は割合 は	個別対応方式により控除する課税仕入れ等 の税額	⑯+(⑰×④/⑦)
控除割合 又は割合 は	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等 の税額	(⑭×④/⑦)
控除の 税額 調整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	⑲
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	⑳
差 引	控除対象仕入税額 [(⑱、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒]	※申告書の⑥欄へ
	控除過大調整税額 [(⑱、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒]がマイナスの時	※申告書の⑥欄へ
	貸倒回収に係る消費税額	㉔ ※申告書の⑥欄へ

課税売上割合はこの④÷⑦
で求められる数値です。

【注意】ここに表示されている
数値は端数が切り捨てられて
いるため、返還額の計算には
用いないでください。

返還額の計算に用いる課税売上
割合は、この部分の計算を行った
際に、ここに表示されている金額
と一致する数値を使ってください。
(④÷⑦の計算は、この部分の計
算が一致する数値となるように端
数の処理を行ってください。)

注1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨て。
 2 ⑮及び⑰欄には、値引き、割引、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額して
いる場合を除く)には、その金額を控除した後の金額を記入する。
 3 上記2に該当する場合には、⑮又は⑰欄には次の算式により計算した金額を記入する。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額} = \left(\frac{\text{課税仕入れに係る支払対価の額(仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額)}}{\text{返還等の金額を控除する前の税込金額}} \times \frac{6.3}{108} \right) - \left(\frac{\text{仕入対価の返還等の金額(税込み)}}{\text{返還等の金額}} \times \frac{6.3}{108} \right)$$

$$\text{特定課税仕入れに係る消費税額} = \left(\frac{\text{特定課税仕入れに係る支払対価の額(特定課税仕入れ対価の返還等の金額を控除する前の税込金額)}}{\text{返還等の金額を控除する前の税込金額}} \times \frac{6.3}{100} \right) - \left(\frac{\text{特定課税仕入れ対価の返還等の金額}}{\text{返還等の金額}} \times \frac{6.3}{100} \right)$$
 4 ⑱及び⑲欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみが記載する。
 なお、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者は、併せて別表を提出する。
 5 ⑱欄と⑲欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書⑱欄に記入する。
 (平成27.10.10改訂7版税務経理)

平成 年度鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金に係る仕入控除税額

1 施設名

2 開設者氏名

3 施設の所在地

4 補助事業名

5 補助金確定(見込)額

円

事業ごとに補助金の使途の内訳を記載してください。(対応部分が同じものについては経費の内訳を「一式」としていただいてもかまいません。)

6 仕入控除税額の概要

(1) 補助金の使途の内訳 (単位:円)

区 分	課税仕入			非課税仕入 使用分	合 計
	課税売上対応 分	非課税売上 対応分	共通対応分		
経 費 の 内 訳	A	B	C		D
	合 計				

(2) 課税売上割合

添付書類から計算して記載します。

(3) 仕入控除税額

(注) 確定申告書の写し等

各医療機関の確定申告の方法に基づいて以下のとおり計算します。

【個別対応方式の場合】

- ① 補助金確定額 × (A/D) × 8/108
 - ② 補助金確定額 × (C/D) × 課税売上割合 × 8/108
- ⇒ ① + ② = 返還額

【一括比例配分方式】

補助金確定額 × (A+B+C)/D × 課税売上割合 × 8/108 = 返還額